平成２５年（フ）第１号
北海道紋別市南が丘町３丁目２番６―102号
債務者　栗栖安基法
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２４年（フ）第８６号
宮城県石巻市南境字金沢40番地
債務者　日野美智江
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第８７０号
埼玉県川越市仙波町４丁目20番地１氷川団地501号
債務者　生田　勝彦
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２号
埼玉県所沢市上新井５丁目37番地の29
債務者　明　　和彦
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５１号
埼玉県坂戸市溝端町９番地18―304
債務者　根岸　直美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１４号
静岡県沼津市青野70番地の２　フレグランス大畑203
債務者　西郷　葉月
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４号
京都府京丹後市峰山町荒山1997番地
債務者　安田　祐子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５号
京都府京丹後市峰山町二箇1300番地
債務者　中西　竹生
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３１２号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県営住宅国分寺団地21号棟201号室
債務者　秋山　　進
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第２号
福岡県大牟田市花園町83番地１　花園アパート２号
債務者　山口　雅美（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第１８号
沖縄県那覇市壺川１丁目17番２―501号　エンゼルハイム壺川
債務者　糸数　壽惠
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３０号
沖縄県那覇市字天久817番地２
債務者　亀川　寛子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２０７号
山形県村山市楯岡新町３丁目21番１号　メゾンパルシェ105
債務者　阿部　正大
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７５号
釧路市弥生２丁目６番28号　メゾンド千田Ｃ101号
債務者　レッドツェッペリンこと　村山　雅彦
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１６号
釧路市貝塚２丁目23番28号　カナディアン1999―102号室
債務者　飯澤　秀和
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６４４号
川崎市宮前区野川254番地２　中里ビル301号
債務者　田崎　勝則
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６４５号
川崎市宮前区野川254番地２　中里ビル301号
債務者　田崎　晴美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係